

「森林環境譲与税の活用に向けた基本方針」の改定および「森林環境譲与税の活用ガイドライン」の策定について

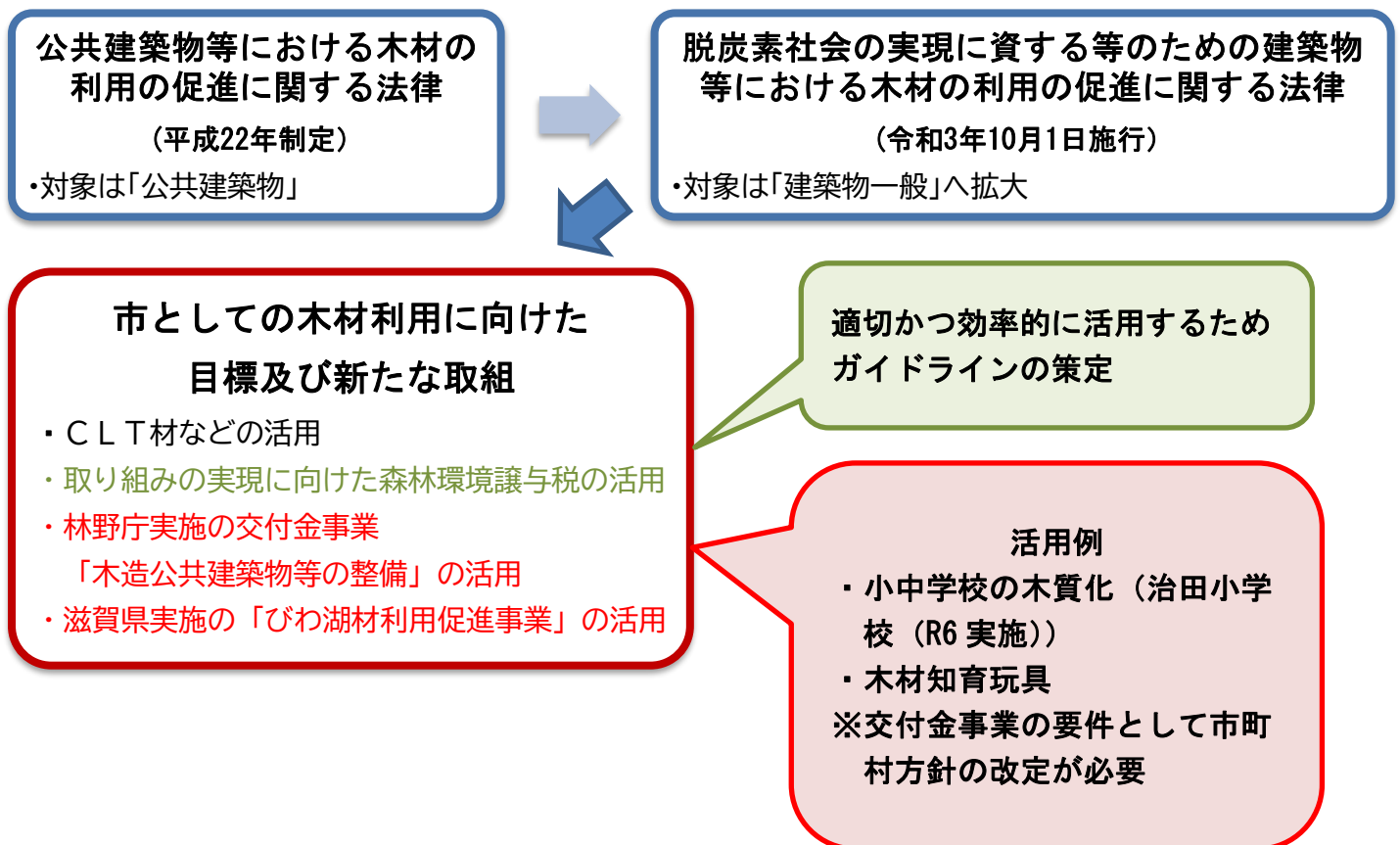
1. 理由

国において、令和3年10月に「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律」(以下「法」という。))に改正施行され、また、法第10条第1項の規定に基づく、国の「建築物における木材の利用の促進に関する基本方針」が新たに定められた。

これを受け、滋賀県においても同様に、県方針が令和4年5月に「建築物における滋賀県産木材の利用方針」に改定された。

こうした建築物等における木材利用の促進に関する動向を踏まえ、公共建築物等の木材化を促進し、建築物等に地域産木材が利用される取組を進めるにあたり、森林環境譲与税を活用していく必要がある。

栗東市では令和2年9月に「森林環境譲与税の活用に向けた基本方針」を策定していますが、令和6年度より始まった森林環境税の徴収により、森林環境譲与税が増額されることや、市として木材利用に向けた新たな取り組みの実現に向けて森林環境譲与税をより適切かつ効率的な活用を行うためガイドラインを策定するものです。



2. 改定の変更概要

「森林環境譲与税の活用に向けた基本方針」

①森林面積の変更

○栗東市森林整備計画に記載の森林面積に変更。

3. 策定の概要

「森林環境譲与税の活用ガイドライン」

森林環境譲与税をより適切に活用するため、使途や執行上の留意点、取組の具体例をガイドラインとして策定。

4. 資料

- ・総合調整会議資料①:改定等の理由および概要
- ・総合調整会議資料②:「森林環境譲与税の活用に向けた基本方針」新旧対照表
- ・総合調整会議資料③:「森林環境譲与税の活用に向けた基本方針(案)」
- ・総合調整会議資料④:「栗東市森林環境譲与税活用ガイドライン(案)」
- ・参考資料①:(事務連絡)森林環境譲与税を活用して実施可能な市町村の取り組みの例について

森林環境譲与税の活用に向けた基本方針の改定（案）について

森林環境譲与税の活用に向けた基本方針 新旧対照表

現 行 方 針	新 方 針
森林環境譲与税の活用に向けた基本方針 令和2年9月2日 栗 東 市 森林環境譲与税の活用に向けた基本方針 本市の森林面積は2,327haで、総面積の約44%を占めており、その内民有林は1,883ha、国有林は444ha、公有林を除く私有林は1,812haあります。市では、森林の有する多面的機能の持続的な発揮に向けて、森林の整備を進めてきましたが、木材価格の低迷による森林所有者の経営意欲の低下や森林所有者の不在村化、相続による世代交代などから整備が行き届かない森林の増加が懸念されます。このため、本市では、国から譲与される森林環境譲与税を有効に活用して、次の方針に基づき、適切な森林の整備やその促進につながる取組を計画的かつ効果的に進めます。	森林環境譲与税の活用に向けた基本方針 令和2年9月2日 <u>最終変更令和7年 月 日</u> 栗 東 市 森林環境譲与税の活用に向けた基本方針 本市の森林面積は2,321haで、総面積の約44%を占めており、その内民有林は1,877ha、国有林は444ha、公有林を除く私有林は1,812haあります。市では、森林の有する多面的機能の持続的な発揮に向けて、森林の整備を進めてきましたが、木材価格の低迷による森林所有者の経営意欲の低下や森林所有者の不在村化、相続による世代交代などから整備が行き届かない森林の増加が懸念されます。このため、本市では、国から譲与される森林環境譲与税を有効に活用して、次の方針に基づき、適切な森林の整備やその促進につながる取組を計画的かつ効果的に進めます。

令和2年9月2日
最終変更令和7年 月 日
栗 東 市

森林環境譲与税の活用に向けた基本方針

本市の森林面積は2,321haで、総面積の約44%を占めており、その内
民有林は1,877ha、国有林は444ha、公有林を除く私有林は1,812
haあります。市では、森林の有する多面的機能の持続的な発揮に向けて、森林
の整備を進めてきましたが、木材価格の低迷による森林所有者の経営意欲の低
下や森林所有者の不在村化、相続による世代交代などから整備が行き届かない
森林の増加が懸念されます。このため、本市では、国から譲与される森林環境
譲与税を有効に活用して、次の方針に基づき、適切な森林の整備やその促進に
つながる取組を計画的かつ効果的に進めます。

1. 森林整備の推進

本市の私有林では、森林経営計画を作成し、計画的な森林の整備が進められ
ています。このため、一部の整備が行き届かない森林の所有者に対しては、意
欲と能力のある林業経営者などに森林の経営・管理を委ねるよう働きかけると
ともに、森林環境譲与税を活用して境界明確化や森林の整備を一層推進し、地
球温暖化や山地災害の防止に貢献する森林整備を推進します。

2. 人材育成・担い手確保

林業就業者の高齢化が進むとともに、新規就業者の確保が難しい状況にあり
ます。このため、地域の関係者と連携を図りながら、新規就業者の確保や通年
雇用化の促進、就業環境の改善など、林業就業者の安定確保に向けた取組を進
めます。

3. 普及啓発

土砂災害の防止など森林の果たす役割や森林整備の必要性などについて、理
解の促進を図るため、森林を活用した森林環境教育などを進めます。

4. 木材利用の促進

市内の人工林資源の多くは利用期を迎えていることから、市内産人工林材の
利活用が課題となっています。このため、市内の公共施設などの木造化・木質
化を進めていきます。

栗東市森林環境譲与税活用ガイドライン（案）

令和〇年〇月

栗東市

1. 目的

森林の有する公益的機能の維持増進の重要性を鑑み、森林整備及びその促進に関する施策の財源に充てることを目的に、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（以下「法」という。）が平成31年4月から施行され、同年森林環境譲与税（以下「譲与税」という。）が、市町村及び県に配分されるなど森林整備を促進する制度の充実が進められたところである。併せて、譲与税の主な使途である森林経営管理法も施行されるなど、これまで難しかった手入れ不足の人工林の森林整備を促進する制度の充実が進められた。

市町村及び県に配分される譲与税の使途については、法第34条第1項で明示され、森林整備に関する施策並びに人材の育成・確保、普及啓発、木材利用の促進、その他森林整備の促進に関する施策に要する費用に充てなければならないとされている。

もとより、譲与税は地方固有の財源であり、一定の目的の範囲内で地方公共団体の創意工夫により、地域の実情に応じて柔軟に事業を実施することが可能な財源であるが、一方で、その活用実績の公表が義務づけられており、森林環境税に対する市民への説明責任を十分に果たしていくことが必要である。

このような状況の中、本市においては、森林の有する多面的機能の持続的な発揮に向けて、森林整備に対して、事業実施及び支援を進めてきたが、高齢化による担い手不足、世代交代による管理不足、所有者の不明化など数多くの問題が顕在化している。そのため、譲与税については、法第34条第1項に基づく施策を立案する際の参考とするため、本ガイドラインの整備をするものである。

2. 森林環境譲与税

譲与税は国から市町村及び県に対して、森林整備の財源として私有林人工林面積、林業就業者数及び人口による客観的な基準で按分し、令和元年度から段階的な譲与が行われている。

また、譲与税の財源として、「森林環境税」が令和6年1月1日から施行され、国内に住所を有する個人に対して、個人住民税均等割と併せて1人年額1,000円を国税として課税されている。

3. 使途

法第34条第1項で規定する使途

①森林の整備に関する施策

- ②森林の整備を担うべき人材の育成及び確保
- ③森林の有する公益的機能に関する普及啓発
- ④木材の利用の促進
- ⑤その他の森林整備促進に関する施策

◇各使途の考え方

①森林の整備に関する施策

温室効果ガスの吸収や災害防止をはじめとする森林が有する公益的機能の様々な役割の維持・向上に寄与するため、既存の「森林経営計画制度」と新たな「森林経営管理制度」による一体的な取組を行い、森林整備の促進に努める。

ア) 森林経営計画に基づく森林

本市の森林経営計画に基づき、行っている補助金率の見直し等森林整備の促進につながる事業の検討に努める。

イ) 森林経営管理制度に基づく森林

本市の森林経営計画外の森林において、森林整備を促すため、境界明確化や所有者への意向調査などの基礎調査を実施し、森林経営計画への参画を促す。これが困難かつ重要インフラ等に大きな影響が考えられる場合、市主体となり森林経営管理制度に基づく管理を図ります。

②森林の整備を担うべき人材の育成及び確保

森林の適正な管理を着実に実施するため、地域林業の中核となる森林組合等の地域関係者と連携し、安全教育や資格取得に要する費用を支援することで、担い手の確保・育成に努める。また、本市においても林業に精通した専門員の積極的な確保に努める。

③森林の有する公益的機能に関する普及啓発

森林が有する公益的機能の維持・向上に必要な森林整備について広く理解を深めるための普及啓発事業の取組に努める。

④木材の利用の促進

木材の利用の促進について、本市の建築物等における地域産木材の利用方針に基づき、地域産材の積極的な活用を促し、多くの市民に対して木材と触れ合う機会を創出することに努める。

⑤その他の森林整備促進に関する施策

森林整備の促進について、必要と認められる施策もしくは緊急性が高い施策への活用に努める。

4. 執行上の留意点

①基金の設置、運用管理

譲与税は、栗東市における森林の整備及びその促進に関する施策の経費の財源

に充てるため、基金を設置し、適切な管理を行う。

また、年度ごとに譲与税及び基金積立金を考慮し、各課のヒアリング等により使途を精査し、適切な予算の執行を行う。ただし、木材利用にかかる工事や修繕については木材に関する部分（材料費・運搬費）のみとする。

市民への譲与税の使途の説明責任を果たす観点から、譲与税の使途については市のホームページで法第34条第3項に基づき公表を行う。また、公共建築物等に譲与税を活用した際は看板の設置や広報活動を行い、情報の周知に努める。

②森林整備への優先的活用

譲与税の活用については、森林整備に関する事業のうち優先度に応じて活用し、森林の適切な管理に努める。

③各使途の具体例

各使途の具体例については林野庁・総務省の連名で発出している「森林環境譲与税を活用して実施可能な市町村の取組の例について」（通称：ポジティブリスト）に記載のある内容を参考として、別紙の「森林環境譲与税を活用した森林整備等の具体的な取組例」を定め、利活用に努める。

5. その他

本ガイドラインは、法改正や取組の進捗状況、社会情勢の変化等に応じて随時見直しを行う。

別紙 【森林環境譲与税を活用した森林整備等の具体的な取組例】

①森林整備	森林調査（所有者・境界・経営林）
	・森林経営管理制度に基づく、管理を行うために必要な基礎調査の実施。 ・山林所有者に対して課税情報を基に管理意向を確認し、市に管理を任せる山林に関しては境界の明確化及び経営可能な山林かどうか調査を実施。 ・経営管理権集積計画に基づき、市が伐採等を実施。
	間伐等に対する補助金の交付
	・間伐や作業道の取り付け等を行った際に国や県の補助金額に上乗せし、市補助金を交付。 ・国や県の補助金の交付要件を満たさない作業道の整備等を施業した林業者に対して、年間あたりの上限を定めて市補助金を交付。
	森林関係データの整理
	・林地台帳や森林 GIS、森林基本図の関連情報収集や整備、更新。
	獣害対策
	・育林を阻害する獣害対策として、防護柵やワナの設置、駆除の実施および費用に充当。 ・育林を阻害する獣害対策として、苗木の保護ネット等にかかる費用を補助金として交付。
	林道の整備や改良
	・森林整備に必要な林道の整備や改良を実施（道路陥没、待避所整備、法面補強等）。
②人材育成	災害対策
	・台風や地震により発生した倒木の搬出やインフラ隣接箇所における危険木の伐採の実施。 ・インフラ沿いで倒木の恐れがある樹木を伐採し、安全確保を目的とする森林整備を実施。 ・チェーンソーや下刈り用芝刈り機等の備品購入費に充当。
	林業就業者の促進
	・林業体験会や各種研修会の開催または開催した団体へ助成。 ・大学等への広報を実施。
	専門員確保の促進
	・課内における林業の専門員の確保を促進。 ・獣害対策用ワナの研修やチェーンソーの研修等、職員の研修費や免許取得費に充当。
③普及啓発	就労環境の整備や改善に対する支援
	・市内林業者に対しての補助金など待遇改善に向けた支援の実施。
	植樹・育樹への活動への助成
	・地域ボランティア団体が行う植樹や育林活動の経費の助成。 ・森林整備の理解醸成を図るための森林学習会や体験等の普及啓発活動の経費の助

	成。
	周知に関する物品への助成
	・森林整備や木育などの冊子やポスター、パンフレット、木製品の配布等の作成にかかる経費の助成。 ・やまのこ事業にて児童に配布する冊子の経費に充当。
④木材利用	施設における木材利用の促進
	・公共建築物等の公共性が高く不特定多数の出入りがある建築物（小中学校、児童館、保育施設等）における木造化・木質化・改修等の経費の助成。 ・県事業の「木の香る淡海の家推進事業」を利用し、栗東市内の住宅棟を新築・改修・木質化・木塀設置等を行った住民等に対して、県助成金に上乘せし、びわ湖材使用量に応じた助成金の交付。
	木製品の利用促進
	・木製品（什器、玩具、筆記用具等）の導入及び配布による経費の助成。 ・滋賀県内の間伐材を原料としたコピー用紙の購入。
⑤その他	森林整備に関して必要と認めるもの
	・その他市長が森林整備に関して必要と認めるものについては森林環境譲与税を充当。

※山の施設の修繕に森林環境譲与税を使うことはできない（木材利用を除く）。

事務連絡
令和5年6月28日

各都道府県 林務担当部長 殿

林野庁森林整備部 森林利用課長

森林環境譲与税を活用して実施可能な市町村の取組の例について(送付)

平素より、森林環境譲与税の活用に当たりまして、市区町村への助言・支援に御尽力いただいていることに、厚くお礼申し上げます。

さて、林野庁と総務省は、昨年度6月に、森林環境譲与税を活用して実施可能な市町村の取組の例(通称:ポジティブリスト)を作成・公表し、森林環境譲与税の活用を促しているところです。

今般、令和5年5月に、花粉症に関する関係閣僚会議において「花粉症対策の全体像」が取りまとめられ、「発生源対策」として、現在の花粉発生源となるスギ人工林(431 万 ha)を 10 年後までに約 2 割削減することを目指して、スギ人工林の伐採・植替え等の加速化に取り組むこととし、「森林環境譲与税等を活用することにより、林業生産に適さないスギ人工林の広葉樹林化等の地方公共団体による森林整備を促進する」ことが盛り込まれました。

これを受けて、上記ポジティブリストに、これまでの花粉発生源対策に関連する市区町村等の取組も参考に、「市町村が発注者となってスギ等の人工林の伐採と花粉の少ない苗木や広葉樹等への植替えを実施」、「森林所有者等が実施する花粉の少ない苗木や広葉樹等による植替えへの補助(上乗せ含む)」及び「苗木生産者が行う花粉の少ない苗木増産への支援」を追加しましたので、お知らせいたします。

各都道府県におかれては、市区町村へ共有の上、市区町村支援に御活用いただくよう、よろしくお願いします。

担当
林野庁森林利用課森林集積推進室 齊藤、中口、椿
TEL :03-6744-2126(直通)

森林環境譲与税を活用して実施可能な市町村の取組の例について

森林環境譲与税については、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律第 34 条の使途の範囲内で、市町村（特別区を含む。以下同じ。）の判断により、幅広い事業に活用可能となっています。

一方で、各市町村等から、どのような取組を実施できるのか具体的に例示してほしいという声を多くいただくことから、全国の市町村等における取組事例も参考に、実施可能な取組の例のリストを作成しました（令和 5 年 6 月に波線箇所を追加）。

これらはあくまで例示であり、実施可能な取組をこれらに限るものではありませんので、各市町村におかれては、以下のリストを参考にしながら、地域の実情に応じた創意工夫による取組の検討をお願いします。なお、森林環境税は、森林整備の効果が広く国民一人一人に及ぶものであることに鑑み、国民の皆様の協力のもと創設されたものであります。このため、国民の皆様の理解が得られるかという点についても留意して、取組を進めるようお願いします。

1. 森林整備	【人工林の整備等】 ・森林経営管理制度等に基づき、私有林人工林について、市町村が発注者となって間伐、地拵え、造林、下刈り等の森林整備を実施 ・森林所有者や森林組合等が実施する間伐、地拵え、造林、下刈り等の森林整備への補助（上乗せ含む） ・森林整備に先立って実施する、所有者への意向調査や所有者探索、境界測量・調査等の実施、経営管理権集積計画の作成 ・里山林の機能向上や竹林の整備等のため、伐採、伐倒木の集積・搬出、雑草木の刈払い、枯損木の除去等を実施する地域団体・森林所有者等への補助、移動式チップパー等機械の購入・貸付 ・森林の適切な管理や公益的機能の発揮を図るための公有林化 等
	【路網の整備】 ・林道や森林作業道の開設や維持修繕、沿線の支障木伐採、枝払い等の実施 ・林道等の維持管理に関する重機作業の委託や重機の借り上げに係る経費の補助 ・林道等を管理者（森林組合）が改修する際に、資材費等を補助 ・災害により被災した森林作業道等の復旧への補助 等
	【花粉発生源対策】 ・<u>市町村が発注者となってスギ等の人工林の伐採と花粉の少ない苗木や広葉樹等への植替えを実施</u> ・<u>森林所有者等が実施する花粉の少ない苗木や広葉樹等による植替えへの補助（上乗せ含む）</u> ・<u>苗木生産者が行う花粉の少ない苗木増産への支援 等</u>
	【鳥獣被害、森林病虫害対策】 ・植栽箇所における防獣ネットの設置等 ・所有者による植栽の後に獣害等に遭った森林における植栽への支援

	・松くい虫被害やナラ枯れ等の早期発見のための監視、被害木・枯損木の伐倒・くん蒸・薬剤散布、抵抗性樹種の植栽 等 【災害対策】 ・道路等のインフラ隣接森林における、倒木の恐れがある立木の伐採や林縁部の間伐への補助 ・台風により発生した風倒木の搬出処理、被害林における更新伐や間伐への補助 等 【計画策定・森林情報整備等】 ・今後の森林整備等を計画的に進めていくための計画・方針等の策定や協議会の設置・運営 ・航空レーザ計測による森林資源の調査・解析 ・森林情報や林道情報の管理システムの開発・導入 等 【都市部自治体による山村部自治体の森林整備】 ・都市部自治体が、友好都市や上下流等の関係にある山村部自治体の森林の整備費用を負担 等
2. 人材育成	【林業事業体、林業従事者への支援】 ・新規就業者等の人材育成研修や技術指導に係る経費、資格取得に係る経費の補助 ・ヘルメットや防護ズボンなどの安全装備、作業用品の導入経費の補助 ・高性能林業機械の借上げ又は購入経費の補助 ・夏場の早期作業の推進を目的とした、時間外賃金に係る割増分相当額の助成 ・林業事業体が合同企業説明会等へ参加する費用への補助 等 【研修生への支援】 ・都道府県の林業大学校等の研修生への交通費補助 ・林業高校の学生の資格取得や、山林実習等への支援 等 【研修の実施】 ・林業就業者に対して、伐倒、造材、搬出、森林作業道開設等の技術研修会を実施 ・林業技術者を養成する林業アカデミーの運営 ・担い手研修を実施する施設の整備 ・森林ボランティアや地域住民に対して、伐倒、刈払い等の作業の研修会を実施 ・大学生が林業事業体へインターンシップを行う経費への支援 等 【担い手確保のための情報発信】 ・就業ガイダンスの開催、パンフレット作成 等 【市町村体制の確保】 ・森林経営管理制度等の円滑実施のために、新たに林務担当の職員やアドバイザーを雇用、推進員を配置 ・町と地域内の関係団体等が連携してセンターを開設し、森林経営管理制度の意向調査の準備や所有者からの相談対応などを実施 等 【施設の木造・木質化】

3. 木材利用	・公共施設(役場、小中学校、保育園、公民館等)の木造・木質化、ウッドデッキ・木柵等の施設の整備 ・公共施設への木製什器(机、いす、ロッカー等)の設置 ・多数の者が利用する民間建築物の木造・木質化への補助 等
	【木製品の制作・利用】 ・地域産の木材を使ったおもちゃ等の小物を、新生児等へ記念品として贈呈、木育施設に設置 ・地域産の木材を使った木製品を製作し、下流域等の自治体へ提供 等
	【木材利用のための体制整備】 ・民間施設の木質化等を促進するための、木材供給自治体と建設主とのマッチングや、アドバイザー人材の育成 ・木育インストラクター養成講座の開催 ・間伐材や林地残材を有効活用するための加工施設等の検討や施設整備、運搬経費の補助 等
4. 普及啓発	【都市側】 ・森林に関する市民講座、シンポジウム等の開催 ・都市部自治体の住民を対象として、森林講座、ワークショップ、山村部の自治体への林業体験ツアー、都市部・山村部の子どもたちの植樹活動等を通じた交流会の開催 ・木材利用の促進を図るため、都市部自治体内で開催されるイベントに、上流自治体と共同出展 ・市民向けの木育イベント、地域産木材を利用したDIYワークショップの開催 等
	【山村側】 ・森林環境教育プログラムやパンフレットの作成、受入れ体制の整備 ・森林セラピー基地の整備(案内標識の設置等) ・都市・山村の子供たちの交流植林活動を行うため、植林地の整備や苗木購入等を実施 等

【森林環境譲与税に関する国の相談窓口】

○取組の実施に関すること

林野庁森林利用課森林集積推進室 森林集積促進班 (TEL:03-6744-2126)

○税制度に関すること

総務省市町村税課 住民税第3係 (TEL:03-5253-5669)